

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 江南市立小鹿保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 池田 進美	定員（利用人数）： 108名（63名）	
所在地： 愛知県江南市小杵町長者毛東1番地		
TEL： 0587-57-8559		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和25年12月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 江南市		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員： 13名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 1名
	（保育士） 16名	（調理員） 3名
	（保育補助） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 冷暖房完備・調理室
		医務室・遊戯室・調乳室
		水遊び場・トイレ・手洗い場

③理念・基本方針

★理念

『子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す』

★基本方針

保育方針

- ・豊かな心と健やかな身体でよく遊ぶ子ども
- ・好きなことをみつけて、楽しめる子ども
- ・自分の思いを自分なりの表現で伝えられる子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

【子ども理解の共有】

・職員で今年の「目指す子ども像」を掲げ保育の方向性を統一し、どんな子どもに育ててほしいのかを意識して保育をしている。

取り組みとしては、子どもたちが主体的に遊べる環境について毎日の夕礼時での話し合いや、週一回クラス担任が集まるミニ会議など、積極的に話し合う機会を設けている。

話し合う内容は遊びや活動だけではなく、子どもの変化や成長、その子のいいところや育っているところなども含め子どもの内面理解に関しても共有し、日々子どもの姿に合わせて遊びを展開できるようにするとともに、子どもたちを職員全員で保育するようにしている。

【子ども主体保育の環境作り】

・園庭には複数の樹木が植えられ、花や落ち葉、木の実など子どもたちが自由に季節を感じながら遊びに取り入れられるようにしている。また遊びに使っていい草花エリアを設けることで、自らが選んで触って匂いを嗅いで、興味を示し多方面に遊びが広がるようにしている。

芝生エリアではバッタを捕まえ、だんごむしエリアでは年齢が低い子も喜んで探し、身近な生き物との触れ合いも楽しめるようにしている。

・室内遊びでは平屋という特性を活かし、人数把握をしながら幼児クラスはどこの部屋で遊んでもいいことにし、異年齢との関わりを遊びの中でもてるようにしている。

・子どもたち自らが考えて行動に移せるよう『ミーティング』や『こどもかいぎ』を設け、行事等も子ども主体で取り組めるようにしている。

【食育活動】

・食育の一つとして、給食に出る食材を毎朝決まった時間に調理員が子どもたちに見せて回り、調理される前の食材に触れられるようにしている。子どもたちに実物を見せることでより野菜に興味を示し、給食の中に入っている野菜を身近に感じ食べる子もいる。

また自分たちで育てた野菜の成長に関心をもち収穫することも楽しみにしている。調理員と園児のコミュニケーションを取れる機会を積極的に設けている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 5月31日(契約日) ~
	令和 7年 3月21日(評価確定日) 【令和 6年10月30日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「保育の質の向上」に向けた取組み

保育の質の向上には、職員一人ひとりの知識や技術はもとより、子どもも職員も健康に笑顔で園での生活を維持できることが大切な要素と認識している。園内外での教育・研修への積極的な参加に加え、子どもも職員も主体的に活動できる保育環境の整備に取り組んでいる。

◆子どもの主体性を大切に環境づくり

園の理念である『子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す』が、保育の現場で忠実に実践されている。子どもの自由な発想を尊重し、遊びが継続できるような環境づくりを行っている。

◆子どもの人権についての共通理解

園独自の人権に関するチェックシートを活用することで、実情に沿った確認ができています。また、様々な場面で、子どもが自ら選択できるよう配慮していることや、子どもの着替えの際にはカーテンで男女を仕切り、必要に応じて段ボールでパーソナルスペースを確保している点等、プライバシー保護の観点についても、徹底した取組みを行っている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

江南市の「子ども・子育て支援計画」に沿った園運営がなされているが、中・長期的な園の方向性が明文化されていない。将来的な「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にし、現状の問題点・課題を特定した上で、「園のあるべき姿」に近づけるための園独自の中・長期並びに単年度の事業計画を作成し、計画的・組織的に活動していくことが望まれる。

◆利用者満足の上

行事ごとの保護者に対してのアンケートについて、記入者の氏名を明記することにより、意見を出した保護者に対しては、直接的なコンタクトやフィードバックが可能となっている。一方、保護者からの意見を収集しやすく、苦情を含む園にとっての貴重な意見を得るためには、匿名性を確保することが望ましい。また、行事のみのアンケートに留まらず、1年を振り返った保育全般にわたるアンケートの実施が望ましい。さらに、アンケートの集計結果や改善事例等を保護者にフィードバックすることで、園運営の透明性を確保されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、福祉サービスの基本や組織、取り組み方、運営管理などにも目を向け知ることができました。また、保育について評価項目ごとに職員間で話し合う機会がもて、自園での保育の振り返りにもつながりました。

今回の評価結果で、引き続き取り組んでいきたいことや改善すべき点が明確になったので、職員間で話し合い、「目指す保育園」に向けて計画を立てて取り組んでいきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 市の保育理念・保育方針に基づき、毎年職員間で話し合っってクラス目標を策定し、日々の保育に取り組んでいる。クラス目標は園内の目のつきやすい場所に掲示し、保護者も確認できるように園庭に向けても掲示している。「食の3重丸 食料自給率応援プロジェクト」にも参加し、子どもが興味・関心を持つとともに自ら考えて活動できる保育を実践している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 市の園長会（全体会や地区別会）に参加し、指導保育士を通して市の保育行政の動向や、他園園長との交流から保育環境の変化などの情報を収集している。利用者は定員を下回っているが、地域ニーズに合わせて子どもの受入れを行っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 主体的な保育実践や早朝・延長保育の時間帯での人員不足や園舎の老朽化対策など、園運営に関する課題は園長の頭の中で整理され、市と連携した対応が取られている。園運営の課題は、優先順位や対応期間などを明確にするためにも、人材採用・育成、施設管理、保育環境整備、保護者対応、地域交流、災害対策などカテゴリー別に分類し、一覧表化しておくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 市の「子ども・子育て支援計画」に基づき、園としての中期ビジョン「取り組む課題」を作成している。この「取り組む課題」には、4項目の重点的な課題が抽出されており、それぞれの項目について考察が加えられている。また、将来的な展望に立ち、目指すべき園の実現に向けての方向性が示されている。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 中期ビジョン「取り組む課題」を念頭に置き、前年度の計画の評価を反映させ、次年度の単年度計画を策定しているが、活動を評価する基準が明確となっていない項目もある。保育活動においては、数値目標を設定することが困難なケースもあるため、「達成度合い」なども含め、客観的に評価可能となる基準を計画策定時に予め決めておくことで、活動も曖昧さを残さなくなる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の中の行事計画などを中心に、職員会議やミーティングを利用して進捗確認や活動評価を行っている。各行事は、子どもたちの姿や興味・関心も考慮し、発達に合わせて実施できるよう、職員間でも話し合っって適宜見直しも行っている。年度末には、職員個々に自己評価表を使って、保育全体の振り返りを行っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 入園説明会や保護者参加行事、園だより、写真掲示などを利用し、事業計画の保護者周知を図っている。しかし、事業計画に関しては、保護者アンケートでは約3割の保護者には認識されていない。事業計画自体、保護者の関心は薄い。「子どもがどのように発達・育成していくのか」を絡めて説明するなど、事業計画への保護者の関心を高めていくことが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育士として成長し、知識や技術を高め、子どもと職員が笑顔で楽しく園生活を送ることが「保育の質の向上」の必要な要素と園長は認識している。研修への参加や習得した内容の情報共有、職員間での話し合い、協力体制の整備など、園全体の「保育の質の向上」を図っている。職員が相互に認め合うことにより、自己肯定感とモチベーションアップに繋がっている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の実施や他園の第三者評価結果を参考に、園での改善点や課題を特定し、改善できるところから活動している。今回初めての第三者評価受審である。自己評価から改善点は抽出されていないが、第三者評価の結果も含め、取り組むべき課題を特定し、必要に応じて事業計画にも反映させ、計画的・組織的に改善活動を実施されたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 職員の役割・責任・権限は「職務分担表」に明記されている。園長不在時や有事（災害・事故時）の際での権限委任は、「事故対応マニュアル」等の対応手順の中で決められ、園長不在で対応訓練を実施し、園長が不在でも支障が生じないよう取り組んでいる。有事のみならず、平時でも園長不在は想定されるため、権限委任手順を「職務分担表」に明記することが望ましい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 年1回「コンプライアンスチェックシート」により法令遵守の認識を再確認している。各種法令や指針の改訂に際しては、市からの通知を必要に応じて職員へ周知している。法令・指針の改訂は、園で使用するマニュアルや手順書の見直しの機会ともなるため、園運営に関連する法令・指針を特定し、改訂状況・内容も確認する仕組みづくりが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	b・c
<コメント> 園外研修や園内研修、公開保育など、職員一人ひとりのスキルアップを図り、習得した知識・技術を職員間で共有し、お互いが認め合って自己肯定感を高めることで園全体での「保育の質の向上」を図っている。さらに、職員のモチベーションのアップにも繋がっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	b・c
<コメント> 来年1月よりICTが導入され、登降園管理や園からの連絡事項、各種記録の管理がシステム化される。保護者の利便性の向上や煩雑さの解消、職員の業務負担の軽減が見込まれている。園内では職員間のコミュニケーションを良好に保ち、毎日の職員一人ひとりのシフトを管理し、作業や空き時間などを見える化することで、職員間で協力しやすい環境を整えている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	b・c
<コメント> 毎秋に次年度の職員の就業意向確認を行い、市に報告して必要な人材確保を行っている。園内では、職員間の良好なコミュニケーションを確保し、働きやすい職場環境を作って離職予防を図っている。期中で人員不足が発生した際には、他園から支援を受けることもある。早朝・延長時間帯での人員不足が課題ではあるが、職員の協力を得てシフト調整等で回している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 市の様式である「人事評価シート」や「目標設定シート」を用いての定期面談に加え、随時面談の機会を設け、人事評価を行っているが、園内では明確なキャリアパスは用意されていない。職位による「あるべき姿（期待する職員像）」やキャリアアップモデルなどにより、職員が自らの将来を想定できるような仕組みの検討・構築が望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>勤怠管理は出勤簿を利用しているが、正規職員については管理システムが導入される予定である。職員の協力を得て、事務時間の確保や作業負荷の偏り解消など、働きやすい職場環境づくりに努めている。園長、園長代理は常に職員の表情や行動、しぐさなどに目を配り、職員の心身が健康な状態で、笑顔で楽しく子どもと関わり、保育に携われるよう取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年「目標設定シート」を作成し、職員一人ひとりが設定した目標に向かって知識や技術の向上、スキルアップに取り組んでいる。設定する目標は3項目設けられていることから、「園への貢献」、「クラスへの貢献」、「自己啓発」などの項目別にテーマを決めておくなど、職員が目標設定しやすいように工夫・アドバイスすることも職員の育成に繋がると思われる。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画を基に、階層別や専門的な知識・技術のほか、保育に関連する必要な教育・研修が実施されている。研修後は「研修カルテ」や「研修報告」を基に、研修の内容や計画の見直しも行われている。研修受講後に作成する「研修報告」には、受講内容に関するアクションプランも記述され、3ヶ月後を目途に振り返りを行うことで研修受講の有効性を確認している。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の研修受講意欲を考慮し、偏らずに参加できるよう配慮している。職員間の協力を得たシフト調整や代替保育士の活用など、強制ではなく職員が自主的に参加できるような雰囲気がある。集合研修のほかに、オンラインやアーカイブ配信なども利用している。会計年度任用職員も受講でき、参加機会は確実に増え、園全体の「保育の質の向上」に繋がっている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が窓口となり、「実習生受入れマニュアル」に従って実習生を受け入れている。実習生受入れに際しては、事前に注意事項の確認などを含めて職員に周知し、保育人材としての育成のほか、実習を担当する職員の育成（保育の振り返り）を受入れ目的としている。今年度は、実習生が新人職員として入職しており、実習生受入れが園にとっての有効な事業活動となっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページを利用して保育理念や方針、保育内容など公開している。苦情・相談の体制は整備されているが、園内外に公開するほどの苦情は発生していない。苦情・相談に関しての情報公開は、当該本人の意向を確認・尊重して対応している。公開に際しては、園内では「園だより」や園内掲示を使い、園外に向けては園外向け掲示板やホームページを活用している。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>物品購入や園の補修など、市の基準に従った適正な事務取扱いが行われている。保護者会費や給食費などの現金取引も残っているが、園長と園長代理で相互で確認する牽制体制をとっている。指導保育士が巡回し、不適切保育などの予防を図っている。指摘事項を受けたことはないが、定期的に県の監査も受け、口頭での改善指導があれば速やかに対応している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>散歩などの園外活動での地域住民との交流、挨拶などが、子どもと地域との関わりの中核である。園外活動の際にはキッズガード（見守り等の保育支援者）に声を掛けたり、地域の防災訓練に参加するなど、「地域で子どもを見守り・育てる」環境づくりに取り組んでいる。保護者には、保育に関する行事をポスター掲示やチラシ配布などで情報提供している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>区・社会福祉協議会による福祉体験や中学校の職場体験の受入れを行っている。人形劇グループや図書館職員による読み聞かせなど、子どもの豊かな感性を育む取組みへの協力も得られている。ボランティア受入れは、保育補助のみならず畑などの施設管理においても活用が見込まれ、子どもが各年齢層の大人と触れ合う機会ともなるため、多様な活用の検討・実施が望まれる。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園に関連する関係機関は「連絡先一覧」に纏められ、事務室に掲示されている。配慮の必要な子どもや発達障害の子どもの関心については、市や保健センター、子育て支援センターと連携し、保護者が相談出来る機会を提供している。ネグレクトや虐待が疑われる子どもに対しては「子ども第一」を最優先に、市や児童相談所と連携して適切に対応できる体制が整えられている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の園長会や指導保育士の巡回の機会に情報交換し、小学校とは幼保小連絡協議会、地域とは民生児童委員との連携の中で地域ニーズを拾っている。在園児の保護者や園見学・園庭開放などに参加する未就園児の保護者からも、子育てに関する悩みや相談を受け、都度適切に対応している。多様なチャネルを活用し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ⑤ ・ c	
<p><コメント></p> <p>園庭開放やほほえみ広場などを通し、地域の子育て支援を継続して行っている。ベルマーク運動やインクカートリッジ回収活動により、教育環境整備や環境保護活動にも寄与している。地域貢献として、AED設置事業所として広報し、地域住民の利用も可能としている。BCP（事業継続計画）は未策定なため、早急な整備が求められる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 新年度には、園独自の「人権チェックシート」を活用し、一人ひとりの子どもを大切にすることを周知、実践している。また、トランスジェンダー等のLGBTQへの配慮や、外国籍の保護者への対応に関しても、職員で意識して取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> 虐待等に関するマニュアルが整備され、会計年度任用職員を含め全職員に周知されている。保護者へは入園時に説明し、虐待に対しての園の対応について同意書を取っている。子どものマーク決めを行う際は、子どもが自ら選択できるよう配慮している。幼児の着替えの際には、カーテンで男女を仕切り、必要に応じて段ボールでパーソナルスペースを確保している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<コメント> 園についての情報は、市のホームページ等に掲載されている。今年度から、入園希望者の見学に関して日程を決めた上で保護者への周知を行っている。未就園児向けの活動も併せて行っている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<コメント> 入園前の保護者にも個別で説明を行い、分かりやすい写真付きの資料を渡して説明している。さらに、園内にも掲示を行い、より保護者の理解が進むよう配慮している。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<コメント> 保育所の利用変更にあたり、必要に応じて、転園先へ「保育所保育要録」等の記録類の引継ぎを行っており、保護者へは事前に引継ぎに際しての情報提供を行う旨の同意も取っているが、市外、県外の場合の想定がない。保育の利用終了時に、その後の相談方法や担当者について口頭で説明する他に、文書による案内を検討されたい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<コメント> 行事ごとに保護者に対するアンケートを行っており、結果に対して個別の対応を行っている。ただし、年度末等に保育全体を振り返った保護者アンケートが実施されておらず、園の評価や見直しの機会がない。また、アンケートの回答を匿名にすることで、意見を出しやすい環境を作ることができる。さらに、結果については、全体公表を行うことが望ましい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の体制は、入園時に渡す書類に記載されているほか、園内に掲示して周知を図っている。苦情解決に向けたマニュアルが整備されており、実際に起きた苦情内容等については職員会議等において職員への周知を図っている。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<コメント> 保護者からの相談については、いつでも応じられることを伝えており、登降園時の言葉掛けの際にも話しやすい雰囲気づくりに努めている。直接意見が言えない保護者のための意見箱を設置しているが、近年、意見箱の利用は一度もない。園としては、これまで推進してきた「いつでも、誰にでも、直接意見が言える風通しの良い環境づくり」の成果と捉えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<コメント> 保護者からの意見や相談に対して、相談や意見を受けた際の対応を記載したマニュアルは作成してある。保護者の意見等に組織的かつ迅速に対応するため、行事後の保護者アンケートの結果のフィードバックや、意見箱の活用方法について、見直しをすることが望ましい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<コメント> ヒヤリハットについて話し合い、事故防止についての園内研修等を行っている。園内において安全管理委員会のような形で少人数で検討する場を設け、ヒヤリハットの要因分析をして事故等の未然防止を図られた。同様に、実際に起きた事故等についても原因分析を行い、再発を防止することが望ましい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<コメント> 感染症に対するマニュアルの策定及び定期的な見直しを行っている。また、定期的に外部研修に参加する等の取組があり、日ごろの声掛けや講習、掲示等によって、子どもや保護者に対しての発信を行っている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ ② ・ ③
<コメント> 定期的な避難訓練、防災訓練を実施しており、職員間でも役割を確認している。水害警戒地域であり、園舎自体が平屋建でもあるため、子どもたちに「少しでも高いところへ」という意識を持たせている。早急にBCP（事業継続計画）の策定が求められる。また、職員間の連絡手段としてSNSを活用しているが、緊急連絡網等を構築することが望ましい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<コメント> 全職員が共通の「保育の手引き」を所持しており、標準的な保育の実施方法が文書化されている。また、「保育の手引き」は職員一人ひとりに冊子として配付しており、定期的に見直し、差し替えを行っている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<コメント> 主要な行事が終わる都度、保護者に対して感想やアンケートを取っている。この保護者アンケートに記載があった意見や要望を受け、次回に向けての見直しの会議を行うことで、保育の質に関する職員の共通意識を育てている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 普段の子どもの様子や巡回相談、懇談等において情報を集め、適切にアセスメントを実施しており、クラス担任が責任者となって指導計画を作成している。指導計画は「全体的な計画」に基づいて作成され、個別指導計画には懇談等において得られた保護者の意見も取り入れられている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> クラスごとに指導計画を作成し、他のクラスの計画もすぐに見ることができるよう、クラスごとに指導計画を廊下に掲示している。他のクラスの職員に限らず、誰でもクラスの指導計画を確認したり、見比べられる取組みを行っていることから、指導計画を見直すきっかけとしている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 市の園長会で検討し、記録様式の書き方が変更された。職員にとっても、記述しやすく見やすい形となっている。日々の保育の記録はファイルにまとめられ、必要な時に職員の誰もが閲覧できるようになっている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの記録の保管は、職員室の鍵のかかるキャビネットに保管され、保存、廃棄等も市の規定に則って処理している。「個人情報保護規程」も整備されており、開示請求への対応については、必要に応じて「保育所保育要録」の開示を行っている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、市の作成した統一的な様式を園に置き換えて変更し、子どもに関する法令や「保育所保育指針」の趣旨を捉えて作成している。職員間で3月に見直しを行い、年度末には次年度の計画作成に向けて意見を集約している。地域との関係も良好であり、駐車場を借してもらっている等、「地域に愛された園」となっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎内においては、幼児クラスでは、遊ぶ場所と食べる場所を選択できるようにしている。園舎自体は築年数を重ねていて新しいとは言えないが、手洗い場、トイレは広く明るく清潔である。子どもの健康に配慮し、職員によって保育室内外の温度や湿度が計測されている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状態に応じた保育実践のため、それぞれの発達段階や性格、家庭環境等を把握し、それらの情報を職員間で共有して保育にあたっている。子どもの自己主張を尊重し、子どもに危険が及ばない小さなトラブルには、すぐに介入や仲裁をすることなく、敢えて見守りの姿勢で臨んでいる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎内やクラス内には、イラスト等を使って子どもにも分かりやすい方法で生活習慣が身につくようにしている。衣服の着脱や食事に関しても、子どもが「自分でやりたい」という気持ちを引き出そうとしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>異年齢保育を積極的に取り入れ、遊びを通して子ども自身が年齢に応じた役割を自覚したり、友達と関わる楽しさを提供している。子どもたちは園庭やクラスの中で自然のものを使い、子どもが「やってみたい」と言ったり思ったりしたことは、可能な限りできるように手助けしている。子ども自身が、そこから気づくことを大切にしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>月齢により発達の差が大きい中で、子ども一人ひとりの好きな物や事を十分に把握し、それぞれに合った玩具を揃えている。子どもの「自分でやりたい」気持ちを尊重し、必要以上の援助や介助は控えている。保護者とは、「連絡帳」を活用して毎日情報を交換している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 4・5歳児は、自分の意見を言える場として「こども会議」を開催している。各クラスにおいては、保育室のコーナーでの遊びの場が充実するように配慮している。「クラスだより」や「活動記録」には写真を多用し、園の取り組みや子どもの様子が保護者により詳しく伝わるよう工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 特別支援保育の実施園ではないが、対象となる子どもが在園しており、保健センターと連携して情報を共有している。また、年2回の巡回相談を受け、その際には、職員が適切な援助ができるように助言も得ている。未就園児親子を対象とした「ほほえみ広場」が年間4回開催されており、そこでも職員が子どもの様子（気になる点）を観察している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 異年齢計画に在園時間を考慮した内容の記載を行っている。早朝から保育を受けている子どもで、保育中に眠たくなる子どもには、給食後早めに午睡できるようにするなど、個々の生活リズムに合わせた配慮を行っている。降園時間が18時を過ぎる子どもに対しては、おやつを提供がある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 小学校との連携機会を多く持ち、幼保小連携協議会で意見交換や研修を行っている。「保育所保育要録」や「クラスだより」を小学校へ送り、園での子どもへの関わり方を伝えている。「幼保小引継ぎリスト」を使い、家庭環境に問題がある子どもや発達が気になる子どもの情報を小学校に引き継いでいる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」、「事故防止マニュアル」が作成されており、子どもが健康で安心・安全に過ごせる体制を築いている。子どもの様子や体調に関しては、登園時に職員による視診を行い、気になる点があれば保護者に確認し、職員全員に周知して共有している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果は記録され、異常があった子どもについては職員間で周知を図っている。診断結果は保護者にも伝え、必要に応じて受診するよう声掛けを行っている。歯磨きに関しては、絵本等を使って歯の大切さや歯磨きの必要性を伝えるに留まらず、実際の子どもの歯磨きの様子を傍で観察し、正しい歯の磨き方を指導している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> アレルギー疾患児は今年度は1名が在籍しており、マニュアルに沿って対応している。夕礼時には、翌日の献立を職員に周知し、保護者からのアレルギー食の代替食の受取りを確実にできるようにしている。また、誤食がないよう、アレルギーのある子どもの食事は時間差を設け、プレートに名札を付けるなど、他の子どもと区別して提供している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 食育に力を入れた食育計画が作成されている。遊びが継続できるよう、遊んでいる部屋ではなく、廊下に机を設置し、お腹の空いたタイミングで食べたいときに好きな場所で食べられるようにしている。園庭には畑があり、子どもが野菜の栽培から収穫までを経験することによって、「食」に興味や関心を持って身近に感じられる取り組みを行っている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー成分のある食材をなるべく使用せず、可能な限りアレルギー児もアレルギーがない子どもと同じものを食べられるよう配慮している。HACCP（食品等衛生管理手法）に準拠したマニュアルに基づき、衛生管理を徹底して調理している。食育の一環として、園庭で育てて収穫した野菜は、子どものリクエストしたメニューで給食として提供されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント> 日頃から、送迎時の会話や個別懇談におけるコミュニケーションを大切にしている。話しやすい環境を作ることによって保護者からの相談も増え、家庭との連携が強くなっている。保護者からの相談に関しては、対応した内容が「子どもに関する記録」に残されており、必要に応じて振り返ることが可能である。3歳未満児は「連絡ノート」で家庭との連携を図っている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p><コメント> 送迎時を中心として、保護者とのコミュニケーションによる信頼関係を築くよう努めている。懇談等において相談や話ができる場を設け、保護者が気軽に話しかけられる関係を作っている。相談にはクラス担任が応じているが、内容によっては園長や園長代理が話を聞くケースもある。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント> 家庭での虐待等権利侵害に関しては、早期発見や適切・適時に対応するためのマニュアルが作成されている。子どもの心身の観察や会話から、早期に発見できるように努めており、虐待等が疑われる場合には、躊躇せず市担当課や児童相談所へ通報する仕組みがある。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 年度初めに個人目標を設定し、「目標シート」を使って進捗を管理し、年度末に自己評価を行っている。この目標管理は正規職員のみでの取り組みであり、会計年度任用職員についても対象とすることが望ましい。また、各職員の自己評価を集計・分析し、園全体の課題を抽出することを期待したい。</p>		